

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の26の規定による経営規模等評価の申請及び法第27条の29の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等を定めたので公告する。

令和6年3月26日

静岡県知事 川勝平太

第1 申請の時期及び方法

下表の令和6年度経営規模等評価日程表により指定した日（以下「経営事項審査日」という。）及び会場において、第2から第4の方法により、経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求を受けるものとする（会場での申請を建設業許可・経営事項審査電子申請システムによる電子申請に代えることができる。）。

ただし、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「JCIP」という。）を使用する方法による申請にあつては、下表の経営事項審査日の前日までに行うものとする。

経営事項審査日	曜日	対象		事業年度終了月		会場
				令和5年12月	令和6年1月	
令和6年5月8日	水	静岡土木管内	静岡市清水区	令和5年12月	令和6年1月	静岡土木事務所
令和6年5月9日	木	島田土木管内		令和5年12月	令和6年1月	島田土木事務所
令和6年5月14日	火	浜松土木管内	(旧) (浜松市 浜北区、北区、 西区、天竜区) 湖西市	令和5年12月	令和6年1月	浜松土木事務所
令和6年5月15日	水	下田土木管内		令和5年12月	令和6年1月	下田土木事務所
令和6年5月16日	木	沼津土木管内		令和5年12月	令和6年1月	沼津土木事務所
令和6年5月21日	火	富士土木管内		令和5年12月	令和6年1月	富士土木事務所
令和6年5月22日	水	袋井土木管内		令和5年12月	令和6年1月	袋井土木事務所
令和6年5月27日	月	熱海土木管内		令和5年12月	令和6年1月	熱海土木事務所
令和6年5月28日	火	浜松土木管内	(旧) (浜松市 中区、南区、 東区)	令和5年12月	令和6年1月	浜松土木事務所
令和6年5月30日	木	静岡土木管内	静岡市葵区、 駿河区	令和5年12月	令和6年1月	静岡土木事務所
令和6年7月1日	月	下田土木管内		令和6年2月	令和6年3月	下田土木事務所
令和6年7月3日	水	浜松土木管内		令和6年2月		浜松土木事務所
			(旧) (浜松市 浜北区、北区、 西区、天竜区) 湖西市	令和6年3月		

経営事項審査日	曜日	対象		事業年度終了月		会場
令和6年7月4日	木	袋井土木 管内		令和6年2月	令和6年3月	袋井土木 事務所
令和6年7月9日	火	静岡土木 管内		令和6年2月		静岡土木 事務所
			静岡市清水区	令和6年3月		
令和6年7月10日	水	沼津土木 管内		令和6年2月		沼津土木 事務所
			御殿場市、裾野 市、伊豆市、伊豆 の国市、函南町、 駿東郡	令和6年3月		
令和6年7月12日	金	熱海土木 管内		令和6年2月	令和6年3月	熱海土木 事務所
令和6年7月17日	水	富士土木 管内		令和6年2月	令和6年3月	富士土木 事務所
令和6年7月18日	木	島田土木 管内		令和6年2月	令和6年3月	島田土木 事務所
令和6年7月23日	火	沼津土木 管内	沼津市、三島市	令和6年3月		沼津土木 事務所
令和6年7月24日	水	静岡土木 管内	静岡市葵区、 駿河区	令和6年3月		静岡土木 事務所
令和6年7月25日	木	浜松土木 管内	(旧) (浜松市 中区、 南区、東区)	令和6年3月		浜松土木 事務所
令和6年8月21日	水	袋井土木 管内		令和6年4月		袋井土木 事務所
令和6年8月22日	木	静岡土木 管内		令和6年4月		静岡土木 事務所
令和6年8月27日	火	島田土木 管内		令和6年4月		島田土木 事務所
令和6年8月28日	水	浜松土木 管内		令和6年4月		浜松土木 事務所
令和6年9月2日	月	下田土木 管内	東伊豆町、河津 町、西伊豆町	令和6年4月	令和6年5月	下田土木 事務所
令和6年9月3日	火	下田土木 管内	下田市、南伊豆 町、松崎町	令和6年4月	令和6年5月	下田土木 事務所
令和6年9月5日	木	熱海土木 管内		令和6年4月	令和6年5月	熱海土木 事務所
令和6年9月6日	金	沼津土木 管内		令和6年4月		沼津土木 事務所
令和6年9月10日	火	富士土木 管内		令和6年4月	令和6年5月	富士土木 事務所
令和6年9月11日	水	静岡土木 管内		令和6年5月		静岡土木 事務所
令和6年9月18日	水	袋井土木 管内		令和6年5月		袋井土木 事務所

経営事項審査日	曜日	対象		事業年度終了月		会場
令和6年9月24日	火	沼津土木管内		令和6年5月		沼津土木事務所
令和6年9月25日	水	浜松土木管内		令和6年5月		浜松土木事務所
令和6年9月26日	木	島田土木管内		令和6年5月		島田土木事務所
令和6年10月3日	木	静岡土木管内		令和6年6月		静岡土木事務所
令和6年10月8日	火	袋井土木管内		令和6年6月		袋井土木事務所
令和6年10月15日	火	浜松土木管内	(旧) (浜松市中区、南区、東区)	令和6年6月		浜松土木事務所
令和6年10月16日	水	沼津土木管内		令和6年6月		沼津土木事務所
令和6年10月17日	木	島田土木管内		令和6年6月		島田土木事務所
令和6年10月23日	水	浜松土木管内	(旧) (浜松市北区、北区、西区、天竜区) 湖西市	令和6年6月		浜松土木事務所
令和6年11月5日	火	下田土木管内	東伊豆町、河津町、西伊豆町	令和6年6月	令和6年7月	下田土木事務所
令和6年11月6日	水	下田土木管内	下田市、南伊豆町、松崎町	令和6年6月	令和6年7月	下田土木事務所
令和6年11月8日	金	熱海土木管内		令和6年6月	令和6年7月	熱海土木事務所
令和6年11月12日	火	島田土木管内		令和6年7月		島田土木事務所
令和6年11月13日	水	静岡土木管内		令和6年7月		静岡土木事務所
令和6年11月14日	木	富士土木管内		令和6年6月		富士土木事務所
			富士宮市	令和6年7月		
令和6年11月18日	月	沼津土木管内		令和6年7月		沼津土木事務所
令和6年11月21日	木	袋井土木管内		令和6年7月		袋井土木事務所
令和6年11月26日	火	浜松土木管内		令和6年7月		浜松土木事務所
令和6年11月27日	水	島田土木管内		令和6年8月		島田土木事務所
令和6年11月28日	木	沼津土木管内		令和6年8月		沼津土木事務所

経営事項審査日	曜日	対象		事業年度終了月		会場
令和6年12月3日	火	富士土木管内	富士市	令和6年7月		富士土木事務所
令和6年12月4日	水	浜松土木管内		令和6年8月		浜松土木事務所
令和6年12月5日	木	静岡土木管内		令和6年8月		静岡土木事務所
令和7年1月8日	水	島田土木管内		令和6年9月		島田土木事務所
令和7年1月9日	木	袋井土木管内		令和6年8月	令和6年9月	袋井土木事務所
令和7年1月14日	火	下田土木管内	東伊豆町、河津町、西伊豆町	令和6年8月	令和6年9月	下田土木事務所
令和7年1月15日	水	下田土木管内	下田市、南伊豆町、松崎町	令和6年8月	令和6年9月	下田土木事務所
令和7年1月16日	木	静岡土木管内		令和6年9月		静岡土木事務所
令和7年1月21日	火	浜松土木管内		令和6年9月		浜松土木事務所
令和7年1月22日	水	沼津土木管内		令和6年9月		沼津土木事務所
令和7年1月23日	木	富士土木管内		令和6年9月		富士土木事務所
令和7年1月27日	月	熱海土木管内		令和6年8月	令和6年9月	熱海土木事務所
令和7年2月5日	水	袋井土木管内		令和6年10月	令和6年11月	袋井土木事務所
令和7年2月12日	水	下田土木管内		令和6年10月	令和6年11月	下田土木事務所
令和7年2月14日	金	熱海土木管内		令和6年10月	令和6年11月	熱海土木事務所
令和7年2月18日	火	島田土木管内		令和6年10月	令和6年11月	島田土木事務所
令和7年2月19日	水	沼津土木管内		令和6年10月	令和6年11月	沼津土木事務所
令和7年2月20日	木	富士土木管内		令和6年10月	令和6年11月	富士土木事務所
令和7年3月4日	火	浜松土木管内		令和6年10月	令和6年11月	浜松土木事務所
令和7年3月5日	水	静岡土木管内		令和6年10月	令和6年11月	静岡土木事務所

## 第2 提出書類及び提示書類

1 に掲げる書類を提出し、2 に掲げる書類を提示することにより申請を行うものとする。

### 1 提出書類

- (1) 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（規則別様式第25号の14）
- (2) 工事種別別完成工事高及び工事種別元請完成工事高（規則別様式第25号の14別紙1）

- (3) 技術職員名簿（規則別記様式第25号の14別紙2）
- (4) その他の審査項目（社会性等）（規則別記様式第25号の14別紙3）
- (5) 経営状況分析結果通知書（規則別記様式第25号の13）（総合評定値を請求の場合）
- (6) 審査手数料収入証紙（印紙）貼付書
- (7) 利益額計算表、工事種類別完成工事高計算表及び工事種類別元請完成工事高計算表（必要な場合）
- (8) 有価証券報告書若しくは監査証明書、会計参与報告書又は「経理処理の適正を確認した旨の書類」（必要な場合）
- (9) 「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（必要な場合）
- (10) エコアクション21の認証を受けていることを証明する書面（必要な場合）
- (11) 国際標準化機構第9001号又は第14001号の規格により登録されていることを証明する書面（必要な場合）
- (12) 建設機械の保有状況一覧表（必要な場合）
- (13) 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書（必要な場合）
- (14) 「CPD単位を取得した技術者名簿」（必要な場合）
- (15) 「技能者名簿」
- (16) 技術者が取得したCPD単位数を証する書類（必要な場合）
- (17) 建設技能者の能力評価制度により認定を受けた技能者の評価を証する書類（必要な場合）
- (18) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（平成20年1月31日付け国総建第269号国土交通省告示別記様式第6号）（必要な場合）

## 2 提示書類

申請者が次に掲げる書類を有する場合にあつては、次に掲げる書類、これを有しない場合にあつては、これに準ずる書類とする。

- (1) 建設業許可申請書（控）、変更届出書（控）及び廃業届（控）
- (2) 決算終了後提出の変更届出書（控）
- (3) 審査対象事業年度に係る消費税納税証明書（その1）及び税務申告書類（控）
- (4) 総勘定元帳の写し（該当するページ）
- (5) 工事経歴書記載の契約関係書類（元請工事及び下請工事を問わず工事種類別に上位3件）
- (6) 前回の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（控）
- (7) 契約後VEにより契約額が減額となったことを証明する書類
- (8) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）又は雇用保険被保険者証（公共職業安定所長発行のもの）及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は健康保険証（後期高齢者医療制度対象者は当該被保険者証）
- (9) 技術職員名簿（規則別記様式第25号の11別紙2）に記載した職員の資格検定合格証等（必要な場合のみ）
- (10) 職員名簿
- (11) 審査基準日の属する年度に係る労働保険概算確定保険料申告書及び直前1期分の領収証書

- (12) 審査基準日の属する月に係る健康保険及び厚生年金保険の領収証書
- (13) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査用）
- (14) 中小企業退職金共済制度の加入証明書、特定退職金共済団体制度の加入証明書、労働基準監督署の受付印のある就業規則、審査基準日の属する月に係る厚生年金基金の領収証書、適格退職年金契約書及び協定書、企業年金基金の発行する加入証明書、資産管理運用機関の発行する加入証明書又は確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書
- (15) （公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2第1項の規定により設立の認可を受けた者であって、同法第9条の6の2第1項又は同法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うものの加入証明書、労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券又は加入証明書
- (16) 平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合に、審査基準日以前に再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けたことを証する書類
- (17) 国、地方公共団体等との防災協定（加入している団体が防災協定を締結している場合は併せて当該団体への加入を証明する書類）
- (18) 公認会計士又は税理士の資格者証及び必要な場合は、公認会計士法（昭和23年法律103号）第28条の規定による研修の修了証又は所属税理士会が認定する研修の修了証
- (19) 登録経理試験又は建設業経理事務士の合格証及び必要な場合は、登録経理講習の修了証
- (20) 会社の登記簿謄本
- (21) 直前2期分の有価証券報告書
- (22) 建設機械の売買契約書又はリース契約書及び特定自主検査記録表、移動式クレーン検査証、自動車検査証
- (23) 35歳未満の技術職員の生年月日を確認できる書類
- (24) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定を受けたことを証する書面
- (25) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定を受けたことを証する書面
- (26) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定を受けたことを証する書面

### 第3 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に係る手数料

#### 1 手数料

- (1) 経営規模等評価の申請に係る手数料は、8,100円に審査対象建設業1種類につき2,300円として計算した額を加算した額
- (2) 総合評定値の請求に係る手数料は、400円に審査対象建設業1種類につき200円として計算した額を加算した額

#### 2 納付方法

静岡県収入証紙を審査手数料証紙（印紙）貼付書に貼付の上、提出又はJCIPを使用する方法により納入すること。

第4 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知  
規則別記様式第25号の15により、申請者宛てに郵送する。

第5 この公告に関する問合せ先  
静岡県交通基盤部建設経済局建設業課  
静岡市葵区追手町9番6号  
電話番号 054-221-3058